

就学援助についてのお知らせ

中津川市では、経済的理由で中津川市内の小中学校に通うお子さんの学用品や学校給食の支払いにお困りのご家庭に対し、その一部を援助する制度「**要保護・準要保護児童生徒援助制度**」を設けています。

◆ 援助を受けることができる世帯 ◆

- 1 生活保護を受けている世帯
- 2 申請年度に生活保護を停止又は廃止された世帯で援助が必要と認められる場合
- 3 申請年度の前年中の所得により、次のいずれかに該当する世帯で援助が必要と認められる場合
 - ① 市民税が非課税又は減免となった世帯
 - ② 個人事業税が減免となった世帯
 - ③ 固定資産税が減免となった世帯
 - ④ 国民年金の掛金が減免となった世帯
 - ⑤ 国民健康保険の保険料減免又は徴収の猶予となった世帯
 - ⑥ 児童扶養手当の受給が認められた世帯
- 4 保護者の職業が不安定で、生活状況が極めて悪いと認められる世帯

(参考) 所得額の上限目安額 (所得とは給与所得控除後の金額で、世帯全員の合計所得です。)

世帯人数	家族構成	年間所得額
2人	親(35歳)子(9歳)	299万円程度
3人	親(35・38歳)子(9歳)	321万円程度
4人	親(35・38歳)子(9・7歳)	374万円程度

上記の目安額は家族構成・年齢等により異なりますので、おおよその目安としてください。

◆ 援助の内容 ◆

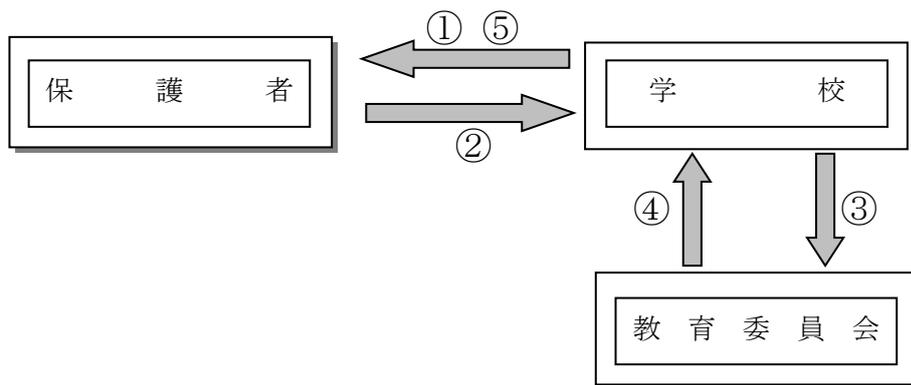
認定されると次の費目が援助されます。(※金額は令和6年度の1年間の金額となります。)

	要保護 (生活保護 世帯)	準要保護 (生活保護に 準ずる世帯)	援助内容		
			小学生	中学生	備考
学用品費		○	1年 11,630円 2年以上 13,900円	1年 22,730円 2年以上 25,000円	
新入学用品費		○	1年 57,060円	1年 63,000円	4月入学の1年生に限る
校外活動費		○	泊有り 3,690円 泊なし 1,600円	泊有り 6,210円 泊なし 2,310円	実費支給 (左記は限度額)
修学旅行費	○	○	実費全額 (児童生徒一律にかかる費用)		
給食費		○	34,200円	39,200円	
卒業アルバム代		○	11,000円	8,800円	実費支給 (左記は限度額)

◆ 申請・支給の流れ ◆

※申請は今年度2月まで随時受付しています。

(認定される場合は、申請月の翌月分から支給対象となります。)



①学校から申請書等の受け取り。

- ・申請を希望される場合は、入学予定・在学小中学校（次年度の中学1年生は現在の小学校）へ相談いただき申請書等の書類をお受け取りください。
- ・認定は年度ごとに行いますので、継続を希望する場合は、年度ごとに手続きが必要です。
- ・申請書は、児童生徒1人に1枚（2人なら2枚）必要です。

●中津川市要保護及び準要保護児童生徒(新規・継続)認定申請 ●収入申告書

②申請書を記入し学校へ提出。

- ・必要に応じた書類を添付してください。

- 収入申告書の記入 (前年と仕事が変わった場合など)
- 児童扶養手当受給者証の写し (児童扶養手当を受けている場合)
- 年金証書の写し金額のわかるもの (遺族・障害年金を受給している場合)
- 雇用保険受給資格者証の写し (失業給付を受けている場合)

③学校でとりまとめ。学校長から民生委員さんへ意見の記入を依頼。

※民生委員さんによる意見記入に際し、申請者との面談を行います。

学校は回収後、学校長の意見を記入し教育委員会へ提出。

④教育委員会にて審査。結果を学校へ通知。

⑤学校から保護者へ結果を通知。(認定できない場合は、教育委員会から保護者へ通知します。)

※新入学用品費の入学前支給について（教育委員会から保護者指定の口座へ直接振込）

4月新入学の児童生徒の保護者で準要保護の申請を行い、審査の結果、認定を通知され、新入学用品費を請求いただいた場合、入学前に新入学用品費（定額 小学校 57,060 円、中学校 63,000 円＜令和6年度単価＞）を支給することができます。（請求書には振込先通帳の写しを添付ください。）

※学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費、卒業アルバム代の支給は実績に基づき年3回に分け、在籍している学校を経由して支給されます。

【問い合わせ先】〒508-0032 中津川市栄町1番1号 にぎわいプラザ4階

中津川市教育委員会事務局 学校教育課 電話 0573-66-1111 【内線4232】